

## 平成29年度 住民検診のお知らせ

住民検診には、役場 保健センターで受ける集団検診と、須恵町の指定医療機関で受ける個別検診があります。現在、**集団検診の予約受付中**です。各種検診の詳細は、6月下旬にお送りした「住民検診のお知らせ」をご覧ください。

**集団検診の予約締切は8月21日(月)まで**

※土日祝日およびお盆期間(8月13日～15日)を除く9時から17時まで

### 【現在予約受付中の住民検診日程】

日程	場所	託児の有無	
10月	3日(火)	保健センター	
	4日(水)	乙植木コミュニティセンター	
	5日(木)	保健センター	○
	6日(金)		○

▶ **申込方法** 電話予約

▶ **申込先** 須恵町健診予約センター ☎0120-951-317 (無料)

### がん検診を定期的に受けましょう

各種がん検診はご加入の医療保険に関係なく、「住民検診のお知らせ」に書かれている対象者であれば受診できます。須恵町国民健康保険に加入している人は、国保特定健診とがん検診のセットで申し込みができます。また、がん検診無料受診対象年齢の人には、6月下旬にクーポン券をお送りしましたので、ご利用ください。

まだ集団検診の予約をしていない人は、受診希望日を選び、電話でお申し込みください。

※託児(生後6か月から就学前まで)があります。利用を希望する場合は、検診申し込みの際に、合わせて申し込みができますのでご利用ください。  
(要事前予約・定員あり)

問い合わせ先 健康福祉課 ☎687-1530(ダイヤルイン) ☎932-1151(内線165・167)

## 須恵町国民健康保険からのお知らせ 残薬調整してみませんか？

### 節薬袋 運動実施中！

「自宅にお薬は残っていませんか？」

2種類以上の薬を処方された場合、半数以上の人に飲み残しの経験があるそうです。

そんな飲み残した薬のおよそ8割は、有効活用できるといわれています。

余った薬は、節薬袋に入れて薬局に持って行ってください。

処方される薬が減ると、薬代が少なくなるかもしれません<sup>(※1)</sup>、誤飲の可能性も低くなります。

みなさんも、「節薬」<sup>(※2)</sup>をしてみませんか！

住民課では、この活動にご協力いただける須恵町国民健康保険加入者のみなさんに節薬袋を配布しています。

この袋に、家庭で残ったすべての薬<sup>(※3)</sup>を入れて、かかりつけ薬局に持参してください。

※1 どの程度節約できるかは、残った薬の状況によって異なります。  
※2 節薬とは、余っている薬を有効活用することです。  
※3 他の医療機関や薬局で受け取った薬も持参してください。



余った薬を有効活用しましょう

問い合わせ先 住民課 ☎932-1467(ダイヤルイン) ☎932-1151(内線116)



今月のポイント

賃貸契約をするときは  
しっかりと契約内容を  
確かめましょう！

### 賃貸アパート入居時や 退去時のトラブル

相談事例

3年間住んだアパートを退去したが、高額な補修費の清算書が届いた。私たちが夫婦は二人暮らしで、夫はタバコも吸わず、部屋はそれなりにきれいに使って住んでいたつもりである。入居時の説明では、退去時の壁のクロスや張りの張り替えについて、台所の換気扇周りなどの汚れが酷い部分は負担してもらおうとのことだった。

しかし、清算書にはすべての部屋のクロス面積の張り替え代の8万2千円が請求されている。

アドバイス

退去時の原状回復の費用負担のあり方については、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」という一般的な基準があります。この考え方によると、借主は賃貸契約終了時には、本物件を原状に回復して貸主に返還する義務があります。この場合の「原状回復」とは、借りていた物件を契約締結時とまったく同じ状態に回復するというものではありません。

賃貸住宅の契約においては、通常の使用に伴って生じる損耗(通常損耗)や時間の経過に伴って生じる損耗(経年変化)などは家賃に含まれているとされ、貸主が負担するのが原則です。

しかし、貸主側は契約書に原則以上の負担を求める「特約」を設けることができます。適正な費用で、契約時にきちんと借主に説明されていたれば「特約」は有効となります。

トラブルにならないためには

○賃貸契約をする際は、契約内容(特約条項など)をしっかりと確認しましょう。  
○入居する際は、退去後のトラブルにならないように室内の現況、損耗などを記録したり、写真に撮るなどして貸主側に確認をしておきましょう。

※困ったときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

### 消費生活相談のお知らせ

かすや中南部  
広域消費生活センター

- ▼開設日 月曜～金曜(祝日・年末年始は休み)
- ▼相談時間 10時～15時30分
- ▼場所 志免町志免中央1の10の10 志免町地域安全安心センター2階
- ▼問い合わせ先 ☎036-11594

### 須恵町消費生活出張相談窓口

- ▼開設日 第2・第4月曜(祝日・年末年始は休み)
- ▼相談時間 10時～12時
- ▼場所 須恵町役場2階会議室(地域振興課前)
- ▼問い合わせ先 ☎032-214308

※電話での相談の際は、お手元に書類などを準備してご連絡をお願いします。

※来所相談の際は、事前に電話で必要書類の確認、相談日時の調整をしていただくと、円滑に相談ができます。

## 固定資産評価審査委員が決まりました

問い合わせ先  
総務課 ☎932-1152(ダイヤルイン)  
☎932-1151(内線321)



固定資産評価審査委員の任期が6月30日で満了となり、稲永幸子さん(旅石区)が再任されました。任期は、平成29年7月1日から平成32年6月30日までの3年間で、

固定資産評価審査委員会とは、固定資産課税台帳に登録された価格(以下「評価額」といいます)に関する不服を審査決定するために、地方税法に基づき、市町村長から独立して設けられた行政委員会です。中立的な立場から評価額が適正に評価されたものであるかどうかの審査を行います。